



今井 恭平 (ジャーナリスト)

るほどだったという。その後12月26日、准看護師のYさんが在宅起訴された。

Yさんは当日、検査に集まったKさんを含む17名の入所者におやつを配食した後、Kさんと同僚のYさんについて、食事介助の他の入所者の喫食を介助していた。そのとき食堂にいた職員は、Yさんのほか、介護福祉士のMさんだけだった。

この3月25日、長野地方裁判所松本支部において、「業務上過失致死」事件裁判の判決が言い渡された。

「被告人を罰金20万円に処する」「野澤晃一裁判長が主文を読み上げると、傍聴席を埋めた人たちが、失望と憤りの息をいつせいに漏らした。

起訴状によれば、「Kさんは、食物を口に詰め込む動作が鈍り、誤嚥の恐れがあった。したがってYさんは、Kさんがおやつを食べる間、誤嚥事故などが起きないように、動静を終始見守る業務上の注意義務があった。それを怠ったため、Kさんはドーナツをのどに詰まらせ、窒息による心肺停止から死に至った」と断定し、業務上過失致死罪(刑法211条)にあたるとした。

【特養ホームでの入所者の急変】 異変が起きたのは、2013年12月13日。長野県安曇野市の特養老人ホーム「あずみの里」で、入所者のKさん(85歳)がおやつ(ドーナツ)を食べた直後に意識を失った。居合わせた職員がたまたま救急処置を行い、救急車で松本市内の総合病院へ搬送されたが、意識が回復しないまま、約1カ月後に亡くなった。

【裁判の争点および訴因変更】 刑事裁判では、被告人には無罪を立証する責任はない。起訴した罪状(訴因)にしたがって、証拠にもとづいて有罪を立証する責任は、あくまで検察官にある。

検察の立証が、あつちあつち合理的な疑念を消しはかばか余地のないものでない限り、有罪としてならぬから、無罪を主張しなればならない。これが刑事裁判の鉄則である。したがって本件で検察は次のすべてを立証しなければならぬ。

①Kさんには誤嚥などの恐れがあることをYさんが予見可能であったこと。 ②したがって食事の見守り業務が生じていたこと。 ③それにもかかわらず、食事の見守りを怠ったこと。

しかしKさんには嚥下や検査でのトラブルは入所以来一度もなく、専門家も「検査側証人も含めて」「Kさんには誤嚥の検査職下層書はない」と証言した。これでは、Yさんが「誤嚥などを予想できた」とは認めがたい。

また、そもそもKさんの急変が、ドーナツによる窒息死か否かも、争点となり、専門家からは、脳梗塞や心疾患の可能性を指摘する見解もあり、窒息サインがないなど、窒息死に疑問を投げかける指摘もあった。死因が真実ならば、そもそもおやつを配っただけのYさんの行為との因果関係は否定され、訴因は根拠を失う。

刑事司法の過剰介入は 介護現場に何をもたらすか

—特養あずみの里裁判の場合—



裁判の途中で争いの核心となる訴因を変更するのは、

「あずみの里」で、入所者のKさん(85歳)がおやつ(ドーナツ)を食べた直後に意識を失った。居合わせた職員がたまたま救急処置を行い、救急車で松本市内の総合病院へ搬送されたが、意識が回復しないまま、約1カ月後に亡くなった。



地裁判決が告げられると、失望と怒りの声があがった。(3月25日、長野地方裁判所松本支部入口)

禁じ手とも見えるが、実は裁判手続としてほどこすに値しない。しかし、この訴因変更が「一番のものをもやめてしまおう」というように、入所者のためにも施設や職員の自己防衛を優先する風潮が生まれても不思議ではない。そんな私達の望んでいるものなのだろうか。

【介護現場を委縮させる 不当な判決】 介護や医療の現場は、常に死と隣り合わせのリスクをはらみながら、関係者全体がチームとして問題に立ち向かっている。現場での死を個人の偶発的不祥事かのように見なす司法判断が行われ、刑事司

「介護施設での事故について職員が認められなかったのは異例」(信濃毎日新聞3月25日夕刊)「介護現場に人が集まらなくなると、判決直後のマスメディアの論調に、判決への批判が目立ったのも当然といえる。」

Pick up 医師法第21条の届け出判断は「従来通り」

厚生労働省医政局は、異状死体の届け出の判断について「個々の状況に応じて死体を検案した医師が個別に判断するものであるとの従来からの解釈を要するものではない」と記した事務連絡(2019年4月24日付)を発送した。本年2月8日に出された医事課長通知(以下、2月通

は、医師法第21条に基づき、所轄警察署に届け出ること」と求めていた。医師法第21条は医師が死体の検案をした場合を規定したものであり、「検案」の解釈は「死因等を判定するために死体の外表を検査すること」を意味するという従来の解釈と矛盾するのではないが、との声があがっていた。

鏡匙

医師法21条により、医師は死体を検案して外表に異状があれば24時間以内に警察に届出の義務がある。憲法38条1項は「何人も、自己に不利な供述を強要されない」と規定する。ある診療関連死事件で医師法21条と憲法との関係が争われたが、2004年4月最高裁判決が下り決着がついた(合憲限定解釈)。すなわち診療の経過に通常と違つ状況があつたとしても、外表に異状がなければ警察に届出の義務はない。2012年10月医事課長及び2014年6月大臣の発言で、厚労省も同様の見解を示した。但し、死体をめぐる様々な状況を考慮するように、とのことである。▼今年の2月8日厚労省は「外表に異状がなくとも警察に届出をしよう」とも読み取れる通知を出したが、4月24日事務連絡を出し事実上この通知を取り消した。▼警察への届出は「明白に等しい」。悪いことはしていないが念のため届けるには補用しない。届出の時点でマスコミに公表されるのに晒され社会的には有罪確定となる。実は医療過誤と思つたかどうかわからなかったも多い。▼業務上過失致死罪となれば、刑事罰のみでなく民事賠償・行政処分・失職除名も行われ、医師、社会人としての一生を終える。▼本稿は医療過誤隠蔽の奨励でなく、医療と刑事罰についての再考を訴える意図で記した。(N.O.)